

## 給与関係閣僚会議議事要旨

開催日時：平成26年8月15日（金） 9：02～9：09

開催場所：総理大臣官邸3階南会議室

出席者：菅 義偉 内閣官房長官  
稲田 朋美 国家公務員制度担当大臣  
麻生 太郎 財務大臣  
新藤 義孝 総務大臣  
田村 憲久 厚生労働大臣  
甘利 明 内閣府特命担当大臣（経済財政政策）  
加藤 勝信 内閣官房副長官  
世耕 弘成 内閣官房副長官  
杉田 和博 内閣官房副長官  
横畠 裕介 内閣法制局長官

説明者：笹島 誉行 内閣官房内閣人事局人事政策統括官

議事内容：

○菅官房長官：ただいまから、給与関係閣僚会議を開催します。去る8月7日に、人事院から職員の給与改定に関する勧告が行われましたので、これを踏まえて、国家公務員の給与の取扱いを協議するためにお集まりを願った次第であります。

まず、給与改定に関する人事院勧告等の概要について内閣官房内閣人事局から説明させます。

○笹島内閣人事局人事政策統括官：まず、本年度の給与水準の改定等についてでございます。月例給及びボーナスともに国家公務員の水準が民間の水準を下回っていたことから、7年ぶりに上げることとし、俸給表を平均0.3%、ボーナスを0.15月分引き上げることとしております。このほか、寒冷地手当等について、所要の改正を行うこととしております。

次に、平成27年度から実施する給与制度の総合的見直しについてでございます。まず、地域間・世代間の給与配分の適正化を図る観点から、民間賃金の低い地域の官民較差を踏まえて俸給表水準を平均2%引き下げ、併せて地域手当を見直すことにより、地域の実情をより適切に反映することとし、俸給表水準の引下げに当たっては、高齢層給与を抑制するなど、給与カーブを見直すこととしております。また、職務や勤務実績に応じた給与配分を実現する観点から、広域異動手当、単身赴任手当の引上げ等を行うこととしております。これらの見直しは、平成27年度から29年度までの3年間に段階的に実施することとしております。

以上が、本年の人事院勧告の概要でございます。

○菅官房長官：次に、国家公務員の給与の取扱いについて皆様の御発言を求めます。始めに、給与担当大臣である国家公務員制度担当大臣から御発言願います。

○稲田国家公務員制度担当大臣：今回の人事院勧告は、民間の賃金の上昇を反映し、月例給・ボーナスとも7年ぶりの引上げ勧告となりました。また、昨年、政府から人事院に対し、給与制度の見直しについて具体的措置をとりまとめるよう要請したところですが、今般、地域間・世代間の適正な給与配分や、職務・勤務実績に応じた給与配分の実現を図る観点からの措置などが勧告されております。

政府としては、去る7月25日に閣議決定した「国家公務員の総人件費に関する基本方針」にもあるとおり、労働基本権制約の代償措置の根幹を成す人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立って、国政全般の観点から誠意をもって検討を進め、早急に結論を出す必要があると考えます。

なお、人事院勧告の取扱いと併せて、退職手当についても必要な対応を検討したいと考えております。

○菅官房長官：次に、財務大臣から御発言願います。

○麻生財務大臣：「給与制度の総合的見直し」につきましては、よりの確に給与水準の官民均衡を図る等の観点から、昨年の政府からの要請を踏まえ、今般、具体案が示されたものでありまして、これを歓迎いたしております。現在の厳しい財政状況を考えますと、公務員人件費につきましては、国・地方を通じた公務員給与の適正化などによって、引き続き一層の抑制に努める必要があると考えております。

一方、今回の人事院勧告を実施いたしました場合、給与改定の所要額は、一般会計で約800億円、特別会計で約30億円となりまして、重複分を差し引いた純計は、約820億円となります。財政当局としても、人事院勧告を尊重するという基本姿勢には変わりありませんが、今般の勧告の内容は人件費の増加要因となりますものであり、その取扱いにつきまして慎重に検討を行っていく必要があると考えております。

○菅官房長官：次に、総務大臣から御発言願います。

○新藤総務大臣：地方公務員の給与につきましては、国家公務員の給与を基本として決定すべきものであり、本年度の地方公務員の給与改定については、このような考え方に立って対処する必要があると考えております。

また、国家公務員給与において勧告された給与制度の総合的見直しについては、その内容等を十分踏まえつつ、地方公務員における対応方針について検討したいと考えております。

○菅官房長官：次に、厚生労働大臣から御発言願います。

○田村厚生労働大臣：本年の人事院勧告については、現下の経済・雇用情勢を踏まえ、様々な角度から真剣かつ慎重な検討が加えられ、出されたものであると認識しております。私といたしましては、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を維持・尊重する立場に立って、勧告どおり実施すべきであると考えます。

○菅官房長官：次に、経済財政政策担当大臣から御発言願います。

○甘利経済財政政策担当大臣：いわゆる「三本の矢」の一体的な推進により、景気は、緩やかな回復基調が続いており、民需に支えられた、雇用や所得の増加を伴う好循環が動き始めております。今回の人事院の民間給与調査によれば、賃金の上げを図る傾向が認められます。

政府といたしましては、デフレ脱却と経済再生への道筋を確かなものとするため、国家公務員の給与を社会一般の情勢に適応させるという人事院勧告の趣旨を踏まえ、経済の好循環を更に進めていかなければなりません。他方、財政健全化にも着実に取り組む必要があります、引き続き、経済再生と財政健全化の両立を図ってまいります。

これらの観点を踏まえて、人事院勧告制度の尊重という基本的立場に立ち、勧告の実施について検討していくことが必要であると考えます。

○菅官房長官：他に御意見のある方は御発言願います。よろしいでしょうか。

それでは、国家公務員の給与の取扱いにつきましては、本日、関係閣僚の皆様から御意見を頂いたところでありますが、諸般の事情を踏まえて更に検討を進めて頂き、今後、適切な時期に改めて閣僚会議にお諮りしたいと思います。

以 上